

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 機械器具に係る措置

エネルギーの使用の合理化を図ることが特に必要な自動車に、電気を動力源とする乗用自動車を加えること。
(第十八条第一号関係)

第二 熱損失防止建築材料に係る措置

熱の損失の防止のための性能の向上を図ることが特に必要な建築材料に、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材を加えること。
(第二十一条第一号関係)

第三 附則

この政令は、令和二年四月一日から施行すること。

(附則関係)